

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 4 日

各都道府県

建築行政主務部局 御中

国 土 交 通 省 住 宅 局
参事官（建築企画担当）付

日本政府館において構造部材として使用した CLT を別の建築物の構造部材として
再利用する場合の建築基準法における取扱いについて

平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力頂き、感謝いたします。

CLT 等の再利用に関する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）
上の取扱いについて「構造部材として使用した CLT 等を別の建築物の構造部材として
再利用する場合の建築基準法における取扱いについて」（令和 6 年 6 月 28 日付け事務
連絡。以下「事務連絡」という。）において、周知したところです。

令和 7 年 4 月から開催される「2025 年日本国際博覧会」において、CLT パネルを構
造部材として使用した日本政府館が建設される予定です。日本政府館に使用された CLT
パネルについては、同博覧会開催期間の終了後に別の建築物の構造部材として再利用さ
れる見込みであり、その場合の事務連絡における取扱いを下記のとおり周知しますので、
貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周
知方お願いします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周
知していることを申し添えます。

記

一般社団法人日本 CLT 協会が作成した「再利用 CLT（直交集成板）の JAS に規定す
る品質に係る確認の手引き」（2024 年 7 月）に基づいて性能等確かめる方法は、事務
連絡で示した①及び②の観点から CLT 等の性能等確かめた場合と同等以上に性能等
を確かめることができる方法に該当し、当該方法により確かめられた CLT は法第 37 条
第 1 号に規定する JAS に適合するものとして取り扱って差し支えありません。

○「再利用 CLT（直交集成板）の JAS に規定する品質に係る確認の手引き」
（2024 年 7 月（一社）日本 CLT 協会作成）

（URL：https://clta.jp/wp-content/uploads/2021/04/240701sairiyoCLT_JASkakuninmanual.pdf）

以上